

4. 収入が多いと税金を引かれる。 親の収入に影響する可能性も

たくさんアルバイトした方がいい？

年収103万円を超えると親の手取りが減ってしまう！

アルバイト代などの収入が一定の額を超えると、学生にも「**所得税**」（国に納める税金）や「**住民税**」（自治体に納める税金）、社会保険料がかかります。

1月から12月までの年間収入が103万円以下なら所得税がかからないほか、大学などに通いながら働く学生は、一定の要件を満たすと「**勤労学生控除**」という控除が受けられ、年収130万円以下なら所得税が、124万円以下なら住民税もかかりません。

また、子を扶養している親には一定の控除がありますが、子の年収が103万円を超えるとその控除が受けられません。その結果、親の税額が高くなり、親の手取り収入が減ることになります。



アルバイト代による自分と親の税金

自分の年収	自分		親	
	所得税	住民税	所得税	住民税
103万円以下 <small>※1</small>	かからない		扶養控除が受けられる (安くなる)	
103万円超 <small>※2</small> 124万円以下	(勤労学生控除を受けた場合) かからない		扶養控除が受けられない (高くなる)	
124万円超 130万円以下	かかる			
130万円超	かかる			

年収130万円を超えると
社会保険料(国民健康保険料)
もかかる！

年収100万円超130万円以下
の学生は勤労学生控除の対象

※1 住民税は100万円以下
※2 住民税は100万円超

覚えておこう！

ここがポイント

- 自分の年収が**100万円**を超えたら、「**勤労学生控除**」を受けないと自分に税金がかかる
- 自分の年収が**103万円**を超えると、親の扶養から外れて**親の税金が高くなる**(勤労学生控除を受けても同じ)
- 勤労学生控除を受けても、自分の年収が**124万円**を超えると、**自分に住民税**、年収が**130万円**を超えると、**所得税**と**社会保険料**がかかる

※住民税については所得割のみ、均等割は考慮しない(P10~11すべて)

たくさん稼ぐと税金などはいくらになる？

▶ 年収130万円を超えると自分の手取りも減ってしまう！

子（自分）の年収が100万円なら子には税金も社会保険料もかからず、親にも影響がありません。

子が「勤労学生控除」を受けると、年収120万円

でも子には税金などはかかりませんが、親は税金が約11万円増えます。子の年収が130万円を超えると、

子にも税金と国民健康保険料がかかります。

		所得税	住民税	社会保険料
CASE 1	父：年収700万円	13万300円	25万8,600円	105万5,564円
	子：年収100万円	—	—	—
CASE 2	父：年収700万円	19万4,700円	30万3,600円	105万5,564円
	子：年収120万円	—	—	—
CASE 3	父：年収700万円	19万4,700円	30万3,600円	105万5,564円
	子：年収140万円	1万2,700円	2万9,900円	12万256円

父の税金が
10万9,400円増！

自分も税金などが
16万2,856円かかる！

※父：会社員。子：雇用保険・健康保険・厚生年金の適用外。

国民健康保険料は大阪市の場合。国民年金保険料は学生納付特例制度により猶予をしたケースで試算

1年間(1月～12月)のアルバイト代が、こんな場合は税金の手続きが必要

アルバイト代が100万円以下なのに
税金が引かれていた

アルバイト先での年末調整、
または確定申告をすれば税金が戻る

年末調整とはアルバイト先で年末に行われる税の手続き。してもらえなければ自分で確定申告しよう

アルバイト代が120万円になり
税金が引かれていた

アルバイト先での年末調整か
確定申告で勤労学生控除を申告

勤労学生控除を受ければ124万円までは住民税、130万円までは所得税がかからないので税金が戻る

複数のアルバイトをして130万円を
超えたが、税金が引かれていない

確定申告をして税金を納める

アルバイト先が複数の場合は確定申告が必要。給与収入が130万円を超えると、勤労学生控除は適用されない

Column

フードデリバリーや動画配信などによる副業収入は利益が20万円超になると税金がかかる

給与以外の副業収入は「雑所得」として扱われるのが一般的です。受け取った金額から経費を差し引いた額（利益）が雑所得で、年間20万円を超えると確定申告をして税金を納める必要があります。なお、収入が雑所得のみで48万円以下であれば税金はかかりません。

給与以外の副業収入の例

- ・家庭教師（個人契約）
- ・フードデリバリー
- ・Webライターなどのクラウドソーシング
- ・YouTubeなどの広告収入
- ・フリマアプリやネットオークション
- ・FX（外為取引）や暗号資産

Actions!

- ・アルバイトの給与明細を確認し、自分が1月～12月にいくら稼いだのか計算してみよう！
- ・複数のアルバイトをしている場合は、各勤務先からもらう明細を保管しておこう！

5. アクシデントやピンチに備える方法を知っておこう

病気やケガをしたとき、お金はどうする?

健康面の不安は「公的な保険」が支えてくれる

病気やケガをしてかかった医療費は数万円。でも実際に支払うのは数千円。軽い負担で済むのは、公的医療保険（国民健康保険や協会けんぽなど）に加入しているからです。アルバイト中のケガなら労災保険の対象になりますし、万が一、障害が残った場

合には、公的年金から障害年金が受け取れる可能性もあります。公的な保険により、病気やケガをしたときの経済的負担はかなりカバーされるのです。

大学生が保障を受けるための公的医療保険料は、基本的に扶養者（保護者）が支払っています。

主な社会保険制度 = 公的な保険

公的医療保険

病気やケガをしたとき、医療費の一部を公的機関が負担してくれる制度。学生の保険料は扶養者が負担。受診時の自己負担割合は3割

公的年金保険

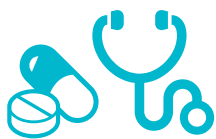
65歳から老齢年金を受給できる制度。原則として、20歳になったら全員加入。若い世代も重度の障害を負ったら障害年金を受け取ることができる

労災保険

労働者の迅速かつ公正な保護を目指す国の制度。仕事や通勤時にケガなどをすると給付され、アルバイトも対象。労災の保険料は全額事業主負担

こんなピンチは社会保険でカバーされる

日常生活で
病気やケガをした



健康保険

医療費負担が軽くなる
親の健康保険で保障される

病気やケガなどで
障害が残った



障害年金

20歳から一定額が受け取れる
20歳になったら国民年金保険料を納付

アルバイト中や通勤中に
病気やケガをした



労災保険

医療費を支払ってもらえる
事業主が加入している

将来は…?

高齢になった→**老齢年金**…受給資格期間が10年以上あると、65歳から受け取れる

家族を残して死亡した→**遺族年金**…年金の加入状況によって、配偶者や子どもなどが受け取れる

公的な保険だけで大丈夫？

足りない分は民間の保険でカバー

公的な保険を使っても自己負担分を支払うのが難しそうな場合は、民間の保険を利用する方法もあります。特に病気やケガよりも経済的なダメージが大

きいのが、人にケガをさせた、自動車事故を起こした、などのケースです。そうした大きなピンチには民間の保険で備えることを徹底しましょう。

こんなピンチには民間の保険で備える

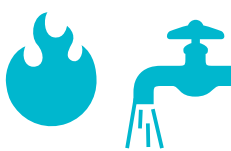
自転車で
人にケガをさせた



個人賠償責任
保険

親が保険に入っていれば子どもも補償される

一人暮らしのアパートで
火災・水漏れが起きた



火災保険

入居の際に家財を補償する保険に入るのが一般的

車を運転して
事故を起こした



自動車保険

車の所有者が入っている保険で補償されるかを確認。1日単位で加入できる保険に入る手も

こんな保険も!

学生を対象とした
大学生協の
保障制度

学生本人の病気やケガ、扶養者（父母など）の死亡などで保険金が支払われ、生活の安定や学業の継続を支える共済制度

Actions!

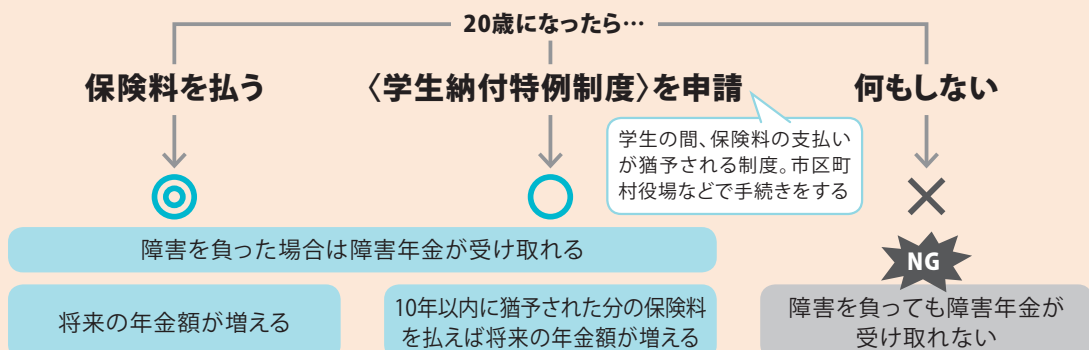
親に「個人賠償責任保険に入っている?」「自動車保険は私も補償の対象?」と聞いてみよう!

Column

国民年金保険料の支払いが難しいときは「学生納付特例制度」

20歳になったら国民年金に自動加入します。保険料を払うのが難しい場合は、学生の間、保険料の支払いが猶予される「学生納付特例制度」を申請しましょう。

障害を負った場合には障害年金が受け取れ、10年以内に保険料を払えば将来受け取る年金も多くなります。手続きをしないと障害年金が受け取れないので注意!



Actions!

20歳になったら国民年金保険料の支払いについて考えよう!